

みやま市中小企業融資のご案内

みやま市では、中小企業者が経営安定に必要な資金を調達することができるよう、融資制度を設けています！

※このご案内は、融資制度の概要をお知らせすることを目的としたもので、一切の融資をお約束するものではありません。

融資条件	【最高限度額】 中小企業振興資金：2,000万円 団体運営資金：2,000万円 【貸付期間】120月以内 (特例措置) ※平成30年3月31日までに改正前のみやま市中小企業融資制度規則の規定に基づき融資を受けている者は、返済猶予又は返済期間の延長を申し出る場合、貸付期間を最長10年まで延長可能 【融資利率】 <u>年1.30%</u> ■福岡県信用保証協会の保証を受けてこの資金を借入れた場合は、その借入に係る保証料を補給する制度があります	
使途	事業の 運転資金・設備資金 として直接経営上の用に供するもの	
指定金融機関	福岡銀行・西日本シティ銀行・筑邦銀行・大牟田柳川信用金庫・福岡県南部信用組合の、みやま市内にある各支店	
申込・相談先	みやま市商工会、上記指定金融機関	
お問合せ先	みやま市役所商工観光課 みやま市商工会本所	☎0944-64-1523(直) ☎0944-63-8000(代)

令和3年4月1日現在

みやま市

◆お申しいただける方

- * 健全な事業経営の見通しがあり、資金の返済に確実性がある者
- * 市税を完納しているもの ※同一世帯員含む
- * 中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者
- * 6ヶ月以上市内に営業所（事業所）または主たる事務所があり、市内に居住している中小企業者

◆中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者とは

業種	要件	資本金	常時雇用する従業員数※
製造業等（建設業・運送業を含む）		3億円以下	300人以下
卸売業		1億円以下	100人以下
サービス業		5千万円以下	100人以下
小売業		5千万円以下	50人以下

* 資本金又は従業員数のいずれかの要件が該当すること

※従業員数について個人事業主・法人の役員・臨時従業員及び個人事業主と同一生計の三親等内の親族は含まれない。ただし、名目上は臨時雇用であっても実質上常時雇用されている関係にあると認められる場合は、常時使用する従業員に含まれます

◆担保・保証人等について

協調融資の形をとっているため、融資額、融資期間等の融資条件、また担保や保証人などの信用力に関しましては取扱金融機関の条件によります

◆信用保証協会の保証

福岡県信用保証協会の保証を付することができます

◆お手続きの流れ

- ①みやま市商工会に「信用保証協会全国統一申込書式」及びその他必要書類を提出
 - ②商工会が発行する「あっせん書」を持参のうえ、取扱金融機関にて融資申込を行う
- ※融資申し込み後、金融機関等において審査があります